

見守り 新鮮情報

スマホの機種変更のため、家電量販店内の携帯ショップに出向いた。スマホの話が終わると担当者が代わり、**ウォーターサーバーの無料レンタル**とミネラルウォーター(月額約3千円)の契約を勧められ、了承してしまった。

担当者が私の**スマホから申し込み手続き**をし、契約書は

渡されていない。2カ月間利用したがやはり必要ないので解約したいと思い、事業者と連絡すると、**解約料が1万円**を超えると知って驚いた。解約料の説明はなかった。

(70歳代)



契約内容をよく確認して ウォーターサーバーの レンタル契約

ひとこと助言



- ショッピングモールや家電量販店などで突然勧誘されウォーターサーバーのレンタル契約をしたが、解約すると予期せぬ高額な解約料が発生したという相談が寄せられています。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバーのレンタル料は無料でも、実際は水を定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、水の購入を継続しないと解約料がかかることがあるので注意が必要です。
- 家庭内の設置場所や一人で水を交換できるか、また、本当に必要かよく考えましょう。契約金額の詳細も含め、契約内容や解約条件等もよく確認し、契約書は書面でもらうようにしましょう。
- 場合によってはクーリング・オフができる可能性があります。困ったときはすぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。